

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）の薬剤業務の充実を図るため、法人において薬剤師として勤務しようとする学生に対して修学資金を貸与することにより、その修学を容易にし、薬剤師の充足及び薬剤業務の充実に資することを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 修学資金の貸与の対象となる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する薬剤師を養成する大学（以下「大学」という。）に在学する5年生以上の者で、将来法人において業務に従事しようとするものとする。

(貸与の人員)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者の数は、毎年度予算の範囲内で理事長が定める。

(貸与の方法)

第4条 修学資金は、貸与の決定の際に定める月から在学している大学を卒業する日の属する月までの間（正規の修業期間に限る。）毎月10万円を無利息で貸与するものとする。

(貸与の申請)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、薬剤師修学資金申請書（様式第1号）に履歴書、身体検査書その他必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の決定及び通知)

第7条 理事長は、第5条の薬剤師修学資金申請書を受理したときは、書類審査、面接等によりその適否を決定し、薬剤師修学資金決定通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

2 修学資金の貸与の決定を受けた者は、誓約書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

(貸与の取消し等)

第8条 理事長は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事実の生じた日の属する月からその貸与を取り消すものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(4) 申請書に虚偽の記載をし、又は不正の手段によって修学生となったとき。

(5) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。

(6) 性行又は学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 理事長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を停止するものとする。

3 修学生は、当該貸与を辞退しようとするときは、薬剤師修学資金申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、修学資金の貸与の決定を取り消し、又は停止したときは、薬剤師修学資金決定通知書（様式第2号）により当該修学生に通知するものとする。

(借用証書)

第9条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた修学資金の全額について、直ちに借用証書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

(1) 貸与期間が満了したとき。

(2) 前条第1項の規定により修学資金の貸与を取り消されたとき。

(返還)

第10条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その理由の生じた日から起算して30日以内に、すでに貸与を受けた修学資金の全額を、原則として修学生本人又は連帯保証人が一括返還しなければならない。

- (1) 第8条第1項の規定により修学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 大学を卒業した日から1年以内に薬剤師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 薬剤師の免許を取得した後、直ちに法人において業務に従事しなかったとき。
- (4) 薬剤師の免許を取得した後、直ちに法人において業務に従事したが、貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間以内に業務に従事しなくなったとき。

(返還明細書)

第11条 前条の規定により修学資金を返還しなければならない者は、その理由の生じた日から起算して20日以内に薬剤師修学資金返還明細書(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

(返還の方法)

第12条 返還に当たっては、地方独立行政法人桑名市総合医療センター会計規程(平成21年10月1日制定)の定めるところにより所定の期日までに納付しなければならない。

(返還の猶予)

第13条 理事長は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により修学資金の貸与を取り消された後も、引き続き当該大学に在学しているとき。
- (2) 疾病、災害その他やむを得ない理由があるとき。

(返還の当然免除)

第14条 理事長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与した修学資金の全部の返還を免除するものとする。

- (1) 大学を卒業した日から1年以内に薬剤師の免許を取得した後、直ちに修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間法人において業務に従事したとき。ただし、疾病、災害その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった場合には、当該期間は、業務の従事した期間には算入しないものとする。
- (2) 前号に規定する期間中又は前号ただし書に規定する期間中に業務により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還の裁量免除)

第15条 第10条第5号の規定により修学資金の返還を要するときは、次の各号に定めるところによりその一部を免除することができる。

- (1) 一部免除の額は、法人において業務に従事した期間を貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間で除して得た数値を、修学資金の未返還額に乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てる。)とする。
- (2) 前号の業務に従事した期間の計算は、月数によるものとし、業務に従事した初めの日の属する月から業務に従事しなくなった日の属する月まで算入する。

2 前条第2号に規定する場合を除くほか、理事長は、修学資金の貸与を受けた者が死亡し、又は心身の故障のため業務に従事することができなくなったときは、当該修学資金のうち返還の期日が到来していないものについて、返還の全部又は一部を免除することができる。

(免除等の申請)

第16条 前3条の規定により修学資金の返還の猶予又は免除を受けようとする者は、薬剤師修学資金申請書(様式第1号)にその理由を証する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(免除の決定及び通知)

第17条 理事長は、前条の薬剤師修学資金申請書を受理したときは、書類審査、面接等によりその適否を決定し、薬剤師修学資金決定通知書(様式第2号)によりその結果を通知するものとする。

(延滞利息)

第18条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を期限までに返還しなかったときは、当該期限の翌日から返還のあった日までの期間の日数に応じ、延滞額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(届出)

第19条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、10日以内にその旨を理事長に届けなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき。
- (4) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (5) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (6) 復学したとき。
- (7) 卒業したとき。
- (8) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は死亡その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

薬剤師修学資金申請書

年 月 日

（あて先）地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

申請者氏名 印

地方独立行政法人桑名市総合医療センター薬剤師修学資金貸与規程の規定により、次のとおり申請します。

申 請 目 的		貸 与 辞 退 返還猶予 返還免除			
申 請 に 関 す る 期 間		年 月 から 年 月 まで			
本 人	現 住 所				
	ふ り が な 氏 名				
	生 年 月 日				
	在 学 し て い る 大 学	名 称		入学(入所) 年 月	年 月
		所在地		卒 業 予 定 年 月	年 月
連 帯 保 証 人	上記の者が貸与を受ける薬剤師修学資金については、本人と連帯して債務を負担します。				
	現 住 所				
	ふ り が な 氏 名 印	印		印	
	生 年 月 日				
	職 業				
	本 人 と の 関 係				
修学資金申請に 関して考慮すべき事情					
添 付 書 類		別 紙 の と お り			

誓約書

私は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター薬剤師修学資金貸与規程に基づく修学資金の貸与を受けるに当たり、同規程を遵守することを誓約します。

年 月 日

修学生氏名 印

（あて先）地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

様式第 4 号（第 9 条関係）

	収入印紙	
借用証書		
		円
上記金額を地方独立行政法人桑名市総合医療センター薬剤師修学資金貸与規程に基づき		年
月	日から	年
月	日までの修学資金として借用しました。	
年	月	日
借 受 人 住所 氏名		印
連帯保証人 住所 氏名		印
連帯保証人 住所 氏名		印
(あて先) 地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長		

薬剤師修学資金返還明細書	
1 返還金額	円
2 返還方法	一括返還
地方独立行政法人桑名市総合医療センター薬剤師修学資金貸与規程に基づく返還金を上記のとおり返還します。	
年 月 日	
借受人	住所 氏名
	印
(あて先) 地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長	